

「相続税改正の行方と今後の節税」

年金受取の権利（生命保険等）について、これまでは税制上大きな優遇策が採られてきましたが、近い将来この措置が見直される見込みです。徐々に恩典がなくなっていく形が多くなってきており、今後はスタンダードな節税が求められるのではないのでしょうか？更に課税範囲の拡大を目指した改正が控えており、一部のお金持ち・資産家対象の税金であった相続税が、大きくその実態を変えようとしています。そのような中でポイントは

- ①法定相続人を増やす（養子縁組）
- ②非課税枠の活用（生命保険・退職金）
- ③生前贈与の活用（暦年贈与110万円枠を使う）

以上3点が今後事前に採り得る主な対策です。特に退職金について、小規模企業共済の加入要件緩和により、所得税上の恩典を受けつつ、相続税に備えるための積立を行うことは重要です。また、計画的な贈与もその効果が大きく、出来るだけ早いうちから実施することが大切です。その際の証拠書類（贈与契約書）の保存をしっかりと行い、生命保険金・退職金確保を併せて実施すれば尚効果が大きいでしょう。詳しくは専門家にお問い合わせ下さい。